

## 介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表(令和2年1月施行版)

令和2年1月

1	日常生活訪問型サービスA (独自/定率)サービスコード表	1割
2	日常生活訪問型サービスA (独自/定率)サービスコード表	2割
3	日常生活訪問型サービスA (独自/定率)サービスコード表	3割
4	介護予防通所型サービスA (独自/定率)サービスコード表	1割
5	介護予防通所型サービスA (独自/定率)サービスコード表	2割
6	介護予防通所型サービスA (独自/定率)サービスコード表	3割
AF	介護予防ケアマネジメントサービスコード表	

A3 香芝市訪問型サービスコード表(1割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	サービス回数	算定項目	合成 単位数	給付率	算定単位	
種類	項目								
A3	1001	日常生活訪問型サービスA1 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回～5回) 週1回程度	1回につき、45分以上	224	90	1回につき	
A3	1002	日常生活訪問型サービスA1 回数・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202		90
A3	1003	日常生活訪問型サービスA2 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回～10回) 週2回程度	1回につき、45分以上	224	90		
A3	1004	日常生活訪問型サービスA2 回数・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202		90
A3	1005	日常生活訪問型サービスA3 回数	事業対象者 要支援2	(月1回～14回) 週2回を超える場合	1回につき、45分以上	224	90		
A3	1006	日常生活訪問型サービスA3 回数・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202		90
A3	1030	初回加算	事業対象者 要支援1・2	新規に介護訪問計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をしていること。		200	90	1月につき	
A3	1040	介護職員処遇改善加算Ⅰ 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回～14回	介護職員処遇改善加算は、限度額管理の対象外です。	(1)介護職員処遇改善加算224単位数の137/1000加算	31	90	1回につき
A3	1041	介護職員処遇改善加算Ⅱ 回数				(2)介護職員処遇改善加算224単位数の100/1000加算	22	90	
A3	1042	介護職員処遇改善加算Ⅲ 回数				(3)介護職員処遇改善加算224単位数の55/1000加算	12	90	
A3	1043	介護職員処遇改善加算Ⅳ 回数				(4)加算(Ⅲ)により算出した単位数の90%	11	90	
A3	1044	介護職員処遇改善加算Ⅴ 回数				(5)加算(Ⅲ)により算出した単位数の80%	10	90	
A3	1045	介護職員処遇改善加算Ⅰ 回数・同一	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回～14回	介護職員処遇改善加算は、限度額管理の対象外です。	(1)介護職員処遇改善加算202単位数の137/1000加算	28	90	
A3	1046	介護職員処遇改善加算Ⅱ 回数・同一				(2)介護職員処遇改善加算202単位数の100/1000加算	20	90	
A3	1047	介護職員処遇改善加算Ⅲ 回数・同一				(3)介護職員処遇改善加算202単位数の55/1000加算	11	90	
A3	1048	介護職員処遇改善加算Ⅳ 回数・同一				(4)加算(Ⅲ)により算出した単位数の90%	10	90	
A3	1049	介護職員処遇改善加算Ⅴ 回数・同一				(5)加算(Ⅲ)により算出した単位数の80%	9	90	

A3 香芝市訪問型サービスコード表(2割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	サービス回数	算定項目	合成 単位数	給付率	算定単位	
種類	項目								
A3	1011	日常生活訪問型サービスA1 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回~5回) 週1回程度	1回につき、45分以上	224	80	1回につき	
A3	1012	日常生活訪問型サービスA1 回数・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202		80
A3	1013	日常生活訪問型サービスA2 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回~10回) 週2回程度	1回につき、45分以上	224	80		
A3	1014	日常生活訪問型サービスA2 回数・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202		80
A3	1015	日常生活訪問型サービスA3 回数	事業対象者 要支援2	(月1回~14回) 週2回を超える場合	1回につき、45分以上	224	80		
A3	1016	日常生活訪問型サービスA3 回数・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202		80
A3	1031	初回加算	事業対象者 要支援1・2	新規に介護訪問計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をしていること。		200	80	1月につき	
A3	1050	介護職員処遇改善加算Ⅰ 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回~14回	介護職員処遇改善加算は、限度額管理の対象外です。	(1)介護職員処遇改善加算224単位数の137/1000加算	31	80	1回につき
A3	1051	介護職員処遇改善加算Ⅱ 回数				(2)介護職員処遇改善加算224単位数の100/1000加算	22	80	
A3	1052	介護職員処遇改善加算Ⅲ 回数				(3)介護職員処遇改善加算224単位数の55/1000加算	12	80	
A3	1053	介護職員処遇改善加算Ⅳ 回数				(4)加算(Ⅲ)により算出した単位数の90%	11	80	
A3	1054	介護職員処遇改善加算Ⅴ 回数				(5)加算(Ⅲ)により算出した単位数の80%	10	80	
A3	1055	介護職員処遇改善加算Ⅰ 回数・同一	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回~14回	介護職員処遇改善加算は、限度額管理の対象外です。	(1)介護職員処遇改善加算202単位数の137/1000加算	28	80	
A3	1056	介護職員処遇改善加算Ⅱ 回数・同一				(2)介護職員処遇改善加算202単位数の100/1000加算	20	80	
A3	1057	介護職員処遇改善加算Ⅲ 回数・同一				(3)介護職員処遇改善加算202単位数の55/1000加算	11	80	
A3	1058	介護職員処遇改善加算Ⅳ 回数・同一				(4)加算(Ⅲ)により算出した単位数の90%	10	80	
A3	1059	介護職員処遇改善加算Ⅴ 回数・同一				(5)加算(Ⅲ)により算出した単位数の80%	9	80	

A3 香芝市訪問型サービスコード表(3割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	サービス回数	算定項目	合成 単位数	給付率	算定単位	
種類	項目								
A3	1021	日常生活訪問型サービスA1 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回～5回) 週1回程度	1回につき、45分以上	224	70	1回につき	
A3	1022	日常生活訪問型サービスA1 回数・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202		70
A3	1023	日常生活訪問型サービスA2 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回～10回) 週2回程度	1回につき、45分以上	224	70		
A3	1024	日常生活訪問型サービスA2 回数・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202		70
A3	1025	日常生活訪問型サービスA3 回数	事業対象者 要支援2	(月1回～14回) 週2回を超える場合	1回につき、45分以上	224	70		
A3	1026	日常生活訪問型サービスA3 回数・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202		70
A3	1032	初回加算	事業対象者 要支援1・2	新規に介護訪問計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をしていること。		200	70	1月につき	
A3	1060	介護職員処遇改善加算Ⅰ 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回～14回	介護職員処遇改善加算は、限度額管理の対象外です。	(1)介護職員処遇改善加算224単位数の137/1000加算	31	70	1回につき
A3	1061	介護職員処遇改善加算Ⅱ 回数				(2)介護職員処遇改善加算224単位数の100/1000加算	22	70	
A3	1062	介護職員処遇改善加算Ⅲ 回数				(3)介護職員処遇改善加算224単位数の55/1000加算	12	70	
A3	1063	介護職員処遇改善加算Ⅳ 回数				(4)加算(Ⅲ)により算出した単位数の90%	11	70	
A3	1064	介護職員処遇改善加算Ⅴ 回数				(5)加算(Ⅲ)により算出した単位数の80%	10	70	
A3	1065	介護職員処遇改善加算Ⅰ 回数・同一	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回～14回	介護職員処遇改善加算は、限度額管理の対象外です。	(1)介護職員処遇改善加算202単位数の137/1000加算	28	70	
A3	1066	介護職員処遇改善加算Ⅱ 回数・同一				(2)介護職員処遇改善加算202単位数の100/1000加算	20	70	
A3	1067	介護職員処遇改善加算Ⅲ 回数・同一				(3)介護職員処遇改善加算202単位数の55/1000加算	11	70	
A3	1068	介護職員処遇改善加算Ⅳ 回数・同一				(4)加算(Ⅲ)により算出した単位数の90%	10	70	
A3	1069	介護職員処遇改善加算Ⅴ 回数・同一				(5)加算(Ⅲ)により算出した単位数の80%	9	70	

A7 香芝市介護予防通所型サービスAコード表(1割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	算定項目	合成 単位数	給付率	算定 単位	
種類	項目							
A7	2101	介護予防通所型サービスA 1回数	事業対象者 要支援1	事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで	328	90	1回につき	
A7	2102	介護予防通所型サービスA 2回数	事業対象者 要支援2	事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで	328	90		
A7	2103	介護予防通所型サービスA 1包括	事業対象者 要支援1	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合	1647	90	1月につき	
A7	2104	介護予防通所型サービスA 2包括	事業対象者 要支援2	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合	3377	90		
A7	2105	入浴介助	事業対象者 要支援1 要支援2	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合。 ※ ケアプランに入浴介助の必要性が記載されている場合に算定可能	50	90	1回につき	
A7	2106	若年性認知症受入加算	事業対象者 要支援1 要支援2	受け入れた若年性認知症利用者事に個別の担当者を定めること。	240	90	1月につき	
A7	2107	運動機能向上加算		機能訓練指導員を1名以上配置し、協働して個別の運動機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動機能向上サービスを行った場合。	225	90		
A7	2108	栄養改善加算		低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士1名以上を配置し、管理栄養士、看護職員が協働して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合。	150	90		
A7	2109	口腔機能向上加算		口腔機能が低下している利用者またはそのおそれにある利用者に対し、言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置し、協働して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを行った場合。	150	90		
A7	2110	介護職員処遇改善加算Ⅰ	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回～10回  介護職員処遇改善加算は 限度額管理の対象外です。	(1)介護職員処遇改善加算328単位数の59/1000加算	19	90	1回につき
A7	2111	介護職員処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算328単位数の43/1000加算	14	90	
A7	2112	介護職員処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算328単位数の23/1000加算	8	90	
A7	2113	介護職員処遇改善加算Ⅳ			(4)加算(Ⅲ)により算出した単位数の90%	7	90	
A7	2114	介護職員処遇改善加算Ⅴ			(5)加算(Ⅲ)により算出した単位数の80%	6	90	

※ 定員超過の場合

A7	2115	介護予防通所型サービスA・定超	事業対象者・要支援1 要支援2	□事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで □事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで	定員超過の場合 328単位数×70%	230	90	1回につき
----	------	-----------------	--------------------	--	--------------------	-----	----	-------

※ 看護・介護職員が欠員の場合

A7	2116	介護予防通所型サービスA・人欠	事業対象者・要支援1 要支援2	□事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで □事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで	看護・介護職員が欠員の場合 328単位数×70%	230	90	1回につき
----	------	-----------------	--------------------	--	--------------------------	-----	----	-------

A7 香芝市介護予防通所型サービスAコード表(2割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	算定項目	合成 単位数	給付率	算定 単位	
種類	項目							
A7	2201	介護予防通所型サービスA 1回算	事業対象者 要支援1	事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで	328	80	1回につき	
A7	2202	介護予防通所型サービスA 2回算	事業対象者 要支援2	事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで	328	80		
A7	2203	介護予防通所型サービスA 1包括	事業対象者 要支援1	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合	1647	80	1月につき	
A7	2204	介護予防通所型サービスA 2包括	事業対象者 要支援2	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合	3377	80		
A7	2205	入浴介助	事業対象者 要支援1 要支援2	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合。 ※ ケアプランに入浴介助の必要性が記載されている場合に算定可能	50	80	1回につき	
A7	2206	若年性認知症受入加算	事業対象者 要支援1 要支援2	受け入れた若年性認知症利用者事に個別の担当者を定めること。	240	80	1月につき	
A7	2207	運動機能向上加算		機能訓練指導員を1名以上配置し、協働して個別の運動機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動機能向上サービスを行った場合。	225	80		
A7	2208	栄養改善加算		低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士1名以上を配置し、管理栄養士、看護職員が協働して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合。	150	80		
A7	2209	口腔機能向上加算		口腔機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対し、言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置し、協働して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを行った場合。	150	80		
A7	2210	介護職員処遇改善加算Ⅰ	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回～10回  介護職員処遇改善加算は 限度額管理の対象外です。	(1)介護職員処遇改善加算328単位数の59/1000加算	19	80	1回につき
A7	2211	介護職員処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算328単位数の43/1000加算	14	80	
A7	2212	介護職員処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算328単位数の23/1000加算	8	80	
A7	2213	介護職員処遇改善加算Ⅳ			(4)加算(Ⅲ)により算出した単位数の90%	7	80	
A7	2214	介護職員処遇改善加算Ⅴ			(5)加算(Ⅲ)により算出した単位数の80%	6	80	

※ 定員超過の場合

A7	2215	介護予防通所型サービスA・定超	事業対象者・要支援1 要支援2	□事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで □事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで	定員超過の場合 328単位数×70%	230	80	1回につき
----	------	-----------------	--------------------	--	--------------------	-----	----	-------

※ 看護・介護職員が欠員の場合

A7	2216	介護予防通所型サービスA・人欠	事業対象者・要支援1 要支援2	□事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで □事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで	看護・介護職員が欠員の場合 328単位数×70%	230	80	1回につき
----	------	-----------------	--------------------	--	--------------------------	-----	----	-------

A7 香芝市介護予防通所型サービスAコード表(3割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	算定項目	合成 単位数	給付率	算定 単位	
種類	項目							
A7	2301	介護予防通所型サービスA 1回数	事業対象者 要支援1	事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで	328	70	1回につき	
A7	2302	介護予防通所型サービスA 2回数	事業対象者 要支援2	事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで	328	70		
A7	2303	介護予防通所型サービスA 1包括	事業対象者 要支援1	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合	1647	70	1月につき	
A7	2304	介護予防通所型サービスA 2包括	事業対象者 要支援2	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合	3377	70		
A7	2305	入浴介助	事業対象者 要支援1 要支援2	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合。 ※ ケアプランに入浴介助の必要性が記載されている場合に算定可能	50	70	1回につき	
A7	2306	若年性認知症受入加算	事業対象者 要支援1 要支援2	受け入れた若年性認知症利用者事に個別の担当者を定めること。	240	70	1月につき	
A7	2307	運動機能向上加算		機能訓練指導員を1名以上配置し、協働して個別の運動機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動機能向上サービスを行った場合。	225	70		
A7	2308	栄養改善加算		低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士1名以上を配置し、管理栄養士、看護職員が協働して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合。	150	70		
A7	2309	口腔機能向上加算		口腔機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対し、言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置し、協働して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを行った場合。	150	70		
A7	2310	介護職員処遇改善加算Ⅰ	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回～10回  介護職員処遇改善加算は 限度額管理の対象外です。	(1)介護職員処遇改善加算328単位数の59/1000加算	19	70	1回につき
A7	2311	介護職員処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算328単位数の43/1000加算	14	70	
A7	2312	介護職員処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算328単位数の23/1000加算	8	70	
A7	2313	介護職員処遇改善加算Ⅳ			(4)加算(Ⅲ)により算出した単位数の90%	7	70	
A7	2314	介護職員処遇改善加算Ⅴ			(5)加算(Ⅲ)により算出した単位数の80%	6	70	

※ 定員超過の場合

A7	2315	介護予防通所型サービスA・定超	事業対象者・要支援1 要支援2	<input type="checkbox"/> 事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで <input type="checkbox"/> 事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで	定員超過の場合 328単位数×70%	230	70	1回につき
----	------	-----------------	--------------------	--	--------------------	-----	----	-------

※ 看護・介護職員が欠員の場合

A7	2316	介護予防通所型サービスA・人欠	事業対象者・要支援1 要支援2	<input type="checkbox"/> 事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで <input type="checkbox"/> 事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで	看護・介護職員が欠員の場合 328単位数×70%	230	70	1回につき
----	------	-----------------	--------------------	--	--------------------------	-----	----	-------

AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	要支援1・要支援2	431	1回につき
AF	4001	介護予防初回加算	初回加算		300	
AF	6001	介護予防ケア小規模多機能連携加算	介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算		300	